

令和4年度神栖市職員採用試験案内
(第4回：令和5年4月1日採用予定)

1 職種、採用予定人員、勤務場所及び職務

職種	採用予定人員	勤務場所及び職務
任期付短時間勤務職員 (事務：障がい者)	2名程度	市長部局，教育委員会等の各課又は公の施設で，住民にとって身近な業務（主に窓口，福祉業務，相談業務等），施設管理，環境整備や各種事業の調査のほか，パソコン操作を伴う一般行政事務に従事します。
任期付職員 (地籍調査担当)	1名程度	市長部局，教育委員会等の各課又は公の施設で，主に地籍調査に関する業務に従事し，一般行政事務も行います。
任期付幼稚園教諭・ 保育士	7名程度	市立の幼稚園で教諭又は市立の保育所等で保育士等としての業務に従事し，一般行政事務も行います。

2 任用期間及び勤務形態

職種	任用予定期間	勤務形態
任期付短時間勤務職員 (事務：障がい者)	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	原則として週31時間（1日7時間45分，週4日）勤務
任期付職員 (地籍調査担当)	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで	原則として週38時間45分（1日7時間45分，週5日）勤務
任期付幼稚園教諭・ 保育士	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	原則として週38時間45分（1日7時間45分，週5日）勤務

※ いずれの職種も勤務成績等を考慮して任期を更新する場合があります（上記任用期間の末日の翌日から起算して最長で2年を超えない範囲）。

※ いずれの職種も勤務場所，勤務の必要性に応じて時間外勤務や週休日（土曜日，日曜日），祝日勤務もあります。

3 受験資格

次の(1)の資格を全て有し、(2)の欠格事項のいずれにも該当しない人

(1) 資格

職種区分	資格
任期付短時間勤務職員 (事務：障がい者)	<p>次のアからカまでの全てを満たす人</p> <p>ア 昭和57年4月2日までに生まれた</p> <p>イ 学校教育法による高等学校以上を卒業した又は令和5年3月31日までに卒業見込みである</p> <p>ウ 次に掲げる手帳等のいずれかの交付を受けている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳(1級から6級) ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳(1級から3級) ・ 都道府県知事又は政令指定都市市長が交付する療育手帳 ・ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 <p>エ 週31時間(1日7時間45分、週4日)勤務に対応できる</p> <p>オ 活字印刷文による出題及び口述による面接試験に対応できる</p> <p>カ 告示日現在、神栖市任期付職員(短時間勤務を含む。)として任用されていない</p>
任期付職員 (地籍調査担当)	<p>昭和35年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかを満たす人。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 測量士又は測量士補の資格を有する又は令和5年3月31日までに取得見込みである ・ 令和4年7月1日現在で国土調査法による国土調査の職務経験を10年以上有する <p>※ 「職務経験」には、会社員、自営業者、公務員等として、週あたり25時間以上の勤務を1年以上継続して就業していた期間が該当します。ただし、育児休業、介護休業又は病気休暇等により、連続して勤務しなかった期間が1か月以上ある場合は、当該勤務しなかった期間を除きます。</p> <p>※ 職務経験が複数ある場合は、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。</p> <p>※ 正規・非正規などの雇用形態は問いません。</p>
任期付幼稚園教諭・保育士	<p>昭和38年4月2日以降に生まれた人で、幼稚園教諭免許及び保育士資格の両方を有する又は令和5年3月31日までに取得見込みの人</p>

(2) 欠格事項

- ア 日本の国籍を有しない人
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ウ 神栖市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人
- エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 試験の方法

(1) 試験の方法

職種区分	試験の方法
全職種共通	第1次試験，最終試験及び資格調査 ※ 最終試験は，第1次試験の合格者に対して行います。

※ 試験内容（解答方法など）についてのお問い合わせにはお答えできません。

(2) 第1次試験

職種区分	試験区分	方法
任期付短時間勤務職員 （事務：障がい者）	作文試験	作文試験により，一般常識及び文章表現力等について評定を行います。
任期付幼稚園教諭・ 保育士		
任期付職員 （地籍調査担当）	書類選考	受験申込書，受験申込書補助票及びエントリーシートにより，職務経歴等について評定を行います。

(3) 最終試験

職種区分	試験区分	方法
全職種共通	面接試験	個別面接により，主として人物について評定を行います。
	身体検査	職務遂行に必要な健康状態を有するかどうかについて検査を行います。

(4) 資格調査

受験資格の有無等について調査します。

(5) 試験の棄権

各試験又は検査を棄権した場合は，不合格とします。

5 試験日時及び試験会場

(1) 第1次試験

職種区分	試験日時	試験会場
任期付短時間勤務職員 (事務：障がい者)	令和4年8月26日(金) <u>作文試験</u> ・受付開始 午前 9時15分 ・説明開始 午前 9時45分 ・試験開始 午前10時00分 ・試験終了 午前11時00分 ※ 試験当日は鉛筆(シャープペンシルも可)と消しゴムを持参してください。	神栖市役所分庁舎 (神栖市溝口4991番地5) ※ 受験申込者の人数等により、試験日時、試験会場が変更となる場合があります。変更となる場合は、神栖市ホームページでお知らせします。
任期付幼稚園教諭・ 保育士		
任期付職員 (地籍調査担当)	書類選考のため、特定の試験日時及び会場での試験の実施はありません。	

(2) 最終試験

職種区分	試験日時	試験会場
任期付短時間勤務職員 (事務：障がい者)	令和4年9月30日(金) <u>面接試験</u> 面接試験開始予定時刻は、第1次試験合格者に別途お知らせします。	神栖市役所分庁舎 (神栖市溝口4991番地5) ※ 受験申込者の人数等により、試験日時、試験会場が変更となる場合があります。変更となる場合は、神栖市ホームページでお知らせします。
任期付職員 (地籍調査担当)		
任期付幼稚園教諭・ 保育士		

6 合格者の発表

区分	期日	方法
第1次試験合格者	9月中旬頃	市役所前の掲示板及び市ホームページに合格者の受験番号を掲示公開するほか、全員に合否の結果を通知します。
最終合格者	11月上旬頃	

7 合格から採用までの経路

合格者は、採用候補者名簿(有効期間1年)に登載され、採用者が決定されます。採用の時期は、令和5年4月1日以降となります。

なお、採用候補者名簿登載者以外に、辞退等を考慮して「補欠合格者」を決定することがあります。「補欠合格者」は、令和5年3月31日までを有効期限とする補欠合格者名簿に登載されますが、必ず採用になるとは限りません。

8 試験結果の開示について

試験結果の開示を希望する場合は、受験者本人が市役所職員課に直接おいでください。電話、はがき等による開示の請求はできません。

試験区分	開示請求ができる人	開示する内容	開示の期間	開示の場所
第1次試験	不合格者	開示請求者の総合得点及び順位	合格発表の日から2週間 (土・日・祝日は閉庁日のため 開示できません。)	神栖市役所職員課
最終試験	受験者			

※ 上記以外の試験成績の詳細は、お問い合わせいただいてもお答えできません。

9 給与

給与は、職員の給与に関する条例、規則に基づき支給されますが、例えば学校卒業直後に採用された場合の給料月額（基本給）は次のとおりです。

職種	学歴		
	高校卒	短大卒	大学卒
任期付短時間勤務職員 (事務：障がい者)	123,920円	132,720円	150,960円
任期付職員 (地籍調査担当)	154,900円	165,900円	188,700円
任期付幼稚園教諭・ 保育士	154,900円	165,900円	188,700円

※ 基本給のほか、地域手当、期末手当、勤勉手当が支給されます。また該当者には、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等が支給されます。ただし、任期付短時間勤務職員については、扶養手当及び住居手当は支給されません。

※ 初任給の決定については、学歴及び職歴を加味する場合があります。

※ 上記の内容は、令和4年4月1日現在のものであり、今後の給与改定等により金額が変動する場合や支給される手当が変更になる場合があります。

※ 「任期付職員（地籍調査担当）」については、当市の主幹級程度の職に任用する場合があります。

10 受験手続き及び受付期間等

(1) 受験申込みの方法

受験申込みは、神栖市職員採用試験受験用webサイト（以下「採用試験webサイト」という。）で受付を行います。詳しくは、別紙「受験申込みの流れ」を参照してください。

なお、採用試験webサイトによる受験申込みが困難である場合は、紙媒体による申込みもできます。申込書類及び試験当日に提出する書類は、神栖市ホームページから取得するか、神栖市役所職員課で配付しています。また、郵送でも請求できます。

(郵送で申込書類を請求する場合)

郵送で申込書類の送付を請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込書請求」と朱書きし、次のものを必ず同封してください。

ア 受験を希望する職種名、氏名、返信先及び連絡先（電話番号）を記載した書面

イ 140円分の切手（申込書類送付用）

(申込書類の請求先)

〒314-0192

茨城県神栖市溝口4991番地5
神栖市総務部職員課 宛て

(2) 申込受付期間

- 採用試験webサイトからの申込み

令和4年7月22日(金) 午前8時30分 から 8月19日(金) 午後5時まで

(期間中は、土曜日、日曜日及び祝日を問わず24時間申込みを受け付けています。)

- 紙媒体による申込み

令和4年7月22(金) から 8月19日(金) までの各日午前8時30分から午後5時まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)

(3) 紙媒体による申込みをする場合の提出書類

紙媒体により申込みをする場合は、次の書類を提出してください。

ア 申込書 1部 (所定の申込書を使用し、写真1枚を必ず貼付してください。写真は、最近3か月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向き縦4cm、横3cm)

イ エントリーシート 1部

ウ 「任期付短時間勤務職員(事務：障がい者)」を申し込む場合においては、3受験資格の(1)資格の「ウ」のうち、自身が該当する手帳等の写し 1部

エ 「任期付職員(地籍調査担当)」又は「任期付幼稚園教諭・保育士」を申し込む場合においては、各職種所定の申込書補助票 1部

(提出書類に関する注意事項)

- 採用試験webサイトから申込みをする場合は、上記書類の提出は不要です。
- 申込書類の作成は、パソコン等による入力又は手書きのいずれの方法でも構いませんが、手書きの場合は、**ボールペン(消せるボールペン不可)又は万年筆により記入**してください。
- 指定された提出書類に不備がある場合は受付できません。
- 提出し、受付された書類は返却いたしません。
- 受験料は必要ありません。

(4) 紙媒体による申込書類の提出方法

紙媒体により申込書類を提出する場合は、神栖市役所本庁職員課へ持参していただくか、郵送によりお申込みください。

(郵送で提出する場合)

- 封筒の表に「受験申込」と朱書きし、「簡易書留」等確実な方法でお送りください。
- 郵送による申込書類は、**8月19日午後5時までに神栖市役所職員課へ到着(必着)したものに限り受付**し、申込受付期間を過ぎてから到着したものは、返送します。

(申込書類の提出先)

〒314-0192

茨城県神栖市溝口4991番地5
神栖市総務部職員課 宛て

- (5) 第1次試験当日の提出書類
第1次試験（任期付職員（地籍調査担当）を除く。）当日の受付では、次の書類を提出してください。
- ・ 問診票（第1次試験用） 1部
- (6) 最終試験当日の提出書類（全職種共通）
最終試験当日の受付では、次の書類を提出してください（第1次試験での提出は不要です。）。
- ・ 身分証明書 1部（本籍のある市町村の戸籍担当窓口で発行できる「身分証明書」という名称の書類です。戸籍や住民票、運転免許証とは異なりますのでご注意ください。）
 - ・ 最終学校の卒業証明書又は卒業証書の写し 1部
 - ・ 健康診断書の写し 1部
 - ・ 欠格事項照会同意書 1部
 - ・ 問診票（最終試験用） 1部
- (7) 採用試験に関する問合せ先
- ・ 電話による問合せ
電話番号：0299-90-1127（神栖市総務部職員課）
※ 祝日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで
 - ・ 電子メールによる問合せ
メールアドレス：saiyou@city.kamisu.ibaraki.jp
※ 受験申込後の問合せの際は、メール本文に氏名及び申込職種を明記してください。
※ 土日祝日のメールでの問合せの場合は、回答は早くても次の開庁日となります。
※ 試験当日の問合せは、電子メールではなく電話にてご連絡ください。

1.1 その他

- (1) 採用試験webサイトから申込みをした方には、受験申込みが完了すると、採用試験webサイト上のマイページにアクセスできるIDとパスワードが発行されます。申込後の採用試験に関するお知らせ等についてはマイページ上に掲載しますので、ご自身のID及びパスワードでマイページにログインし、内容をご確認ください。
なお、マイページ上にお知らせ等を掲載する際は、受験申込者のメールアドレス宛てに通知を送信します。
- (2) 複数の職種の併願受験はできません。
- (3) 受験申込み内容の確認のため、採用試験担当者から個別に連絡させていただく場合があります。
- (4) 体調不良その他のやむを得ない事情により試験を棄権する場合は、その旨を必ずご連絡ください。
- (5) 任期付職員の採用は、任期の定めのない職員の採用とは無関係であり、任期の定めのない職員の採用の際に優先されるものではありません。
- (6) 神栖市職員採用試験は、市民等の貴重な税金により実施します。はじめから当市職員として採用される意思のない方の受験は、固くお断りします。